

最低制限価格決定に係る計算式の改定について (令和4年4月28日改正)

茨城県南水道企業団発注が発注する土木工事及び建築工事(電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。)における最低制限価格決定に係る計算式(令和3年企業団告示第2号、茨城県南水道企業団競争入札における最低制限価格決定に係る取扱要領第3条)を、以下のとおり改定します。

【改定項目】

最近の諸経費動向調査の結果に基づくとともに、企業の継続的な事業に必要な経費の対象を考慮し、最低制限価格決定に係る計算式を改定します。

「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

※本基準は、令和4年4月28日以降に入札公告・通知を行う工事を対象に適用します。

■本件に関する問い合わせ先
総務課 庶務係
電話番号:0297-66-5131